

発議第1号

山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について（案）

山形県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県議会会議規則の一部を改正する規則

山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和8年3月17日

山形県議会議長 田 澤 伸 一 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 洪 間 佳寿美

提 案 理 由

多様な人材の参画の観点から制度拡充する必要があること等のため、提案するものである。

発議第2号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（案）

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条（招集）」を「第11条（招集）」に、「文書」を「文書等」に、
第11条の2（出席の特例）」
「第23条の2（参考人）」を「第23条の2（公述人等の出席の特例）」に改める。
第23条の3（参考人）」

第6条第1項中「場所」を「場所（第11条の2第2項の規定により全ての委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨。第18条第2項において同じ。）」に改める。
第11条の次に次の1条を加える。

（出席の特例）

第11条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により当該委員に発言その他の行為をさせることができる。ただし、第25条（秘密会）の規定により秘密会とした場合は、この限りでない。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定によりオンラインにより発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。

第23条の2第3項中「及び」を「、」に、「文書」を「文書等」に、「の規定」を「及び第23条の2（公述人等の出席の特例）の規定」に改め、同条を第23条の3とし、第23条の次に次の1条を加える。

（公述人等の出席の特例）

第23条の2 委員長は、公述人又はその代理人について、オンラインにより発言その他の行為をさせることができる。ただし、第25条（秘密会）の規定により秘密会とした場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和8年3月17日

山形県議会議長 田 澤 伸 一 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 洪 間 佳寿美

提 案 理 由

ペーパーレス化の本格実施を踏まえ、議会におけるデジタル化を一層推進するため、委員会へのオンライン出席をできるようにするため提案するものである。

発議第 3 号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について（案）

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例
山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和 31 年 9 月県条例第 52 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「は、前項」を「（山形県議会委員会条例（昭和 50 年 3 月県条例第 5 号）第 11 条の 2 第 2 項の規定により同条例第 5 条第 1 項に規定する委員会に出席したものとみなされた場合を除く。）は、前項」に改める。

別表第 5 中	日 額	7,900 円	を	日 額	7,100 円	に
	同	8,600 円		同	7,500 円	
	同	11,400 円		同	10,400 円	
	同	13,300 円		同	11,500 円	
	同	16,100 円		同	14,500 円	
	同	18,000 円		同	16,600 円	

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 5 の改正規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第 109 条第 6 項及び山形県議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 8 年 3 月 17 日

山形県議会議長 田 澤 伸 一 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 渋 間 佳寿美

提 案 理 由

山形県議会委員会条例の一部改正及び議員の費用弁償の見直しに伴い、所要の改正を行うため提案するものである。